

ひかわ参道 だより

●氷川参道の歩行者専用化を実施します。

- ・ 交通社会実験の結果や住民意見交換会など、これまでの調査・検討や、『氷川参道歩行者専用化検討協議会』のご意見を踏まえ、下図のとおり、**歩行者専用化に取り組むこととなりました。**
- ・ 実施区間は、北区間が歩行者専用化済み区間から片倉新道まで、南区間が旧中山道から南大通東線までとなります。
- ・ 交通規制の開始は、**令和8年秋**を予定しています。



●今後の予定

令和8年秋の歩行者専用化の交通規制に伴い、道路安全対策として車止めの設置を予定しています。その後、舗装しつらえの検討や道路設計を行ったのち、工事を実施する予定です。工事の詳細やスケジュールについては、決まり次第改めてご案内いたします。

令和8年秋

歩行者専用化の
交通規制開始
(車止め設置)

令和9年度

・舗装しつらえの検討
・道路設計

令和10～11年度

工事の実施

●氷川参道歩行者専用化検討協議会より、市長へ要望書が提出されました

協議会において、氷川参道の歩行者専用化の方針が示されました。それを受け、座長の埼玉大学名誉教授久保田尚様より、さいたま市長へ要望書が提出されました。これに対し、市長は「氷川参道の安全で快適な歩行空間の実現」に向けて、歩行者専用化の取り組みを積極的に進めていきたいとの意向を示しました。



歩行者専用化Q & A

Q なぜ、歩行者専用化を行うのですか。

A 氷川参道は、全長約2kmにわたり、約650本の樹木が立ち並ぶ美しい並木道です。地元から歩行者専用化の要望を受け、長年地域住民と行政が協働して課題解決を進めてきました。歴史的・文化的資産であるこの参道は、緑のシンボルとして保全しなければならない、あわせて安全に歩行できる空間の確保が求められており、地域住民の7割以上から歩行者専用化に対して好意的な意見をいただいています。

Q 交通への影響は。

A 昨年度の参道における車両交通規制の社会実験の結果、今まで参道を通る多くの車両が旧中山道などの幹線道路を利用したと思われますが、幹線道路の交通状況に大きな変化は見られませんでした。また、社会実験中、歩行者からは安全で快適な空間であった一方で、自転車の動きに危険を感じたとの声が寄せられました。そのため、歩行者と自転車が互いに安全に利用できるよう、今後検討を進めてまいります。

Q 歩行者専用化区間の通行許可の対象は。

A 車庫などへの出入りに氷川参道を走行する以外の代替手段が全くない場合や、福祉車両など社会生活上やむを得ない理由で通行が必要な場合には、警察に申請することで、法令に基づき、個々の事情を考慮して許可が出されるものです。

Q 氷川参道を東西に横断できますか。

A 交差点部の車の横断は可能です。

ご意見・ご質問は
こちらまで

【発行元】 さいたま市 都市局 都心整備部 氷川参道対策室（大宮区役所6階）



さいたま市

電話番号 048-646-3122

FAX 048-646-3123

Email hikawasando-taisaku@city.saitama.lg.jp

さいたま市
PRキャラクター
つなぐ電メウ

